



発行所 愛媛県喜多郡 長浜町役場
印刷所 岸本印刷所

10月末住民登録人口

9月末人口	15,311	世帯数	3,956
10月異動	転入(+145)	転入	+6
中	転出(-69)	転出	-8
の動	出生(+19)		
	死亡(-13)		
10月末	人口15,293	世帯数	3,954

災害復旧予算を検討

総額は九四、四五七千円

＝11月定例町議会＝

才三定例町議会は去る十月二十五日招集され、八月二十六日の集中豪雨による災害復旧費の補正を中心とした議案が提案されましたが、いずれも原案のとおり可決決定されました。議決された主なものは次のとおりです。

一、長浜町消防団員の定員、任免給与、服務等に関する条例の一部改正。

○事態に合わせた定数を定めるため五一人だったものを四五〇人に削減する。

ただし、団員の定数が減ったことにより防災に支障があつてはならないので、ポンプ自動車の整備や可搬動力ポンプなどの充実によりつて機動力を増し支障のないようにする。

一、集中豪雨の被害者に対する町税の減免に関する条例について

○被害者に対する町税の減免を八月分から実施する。

一、監査委員の選任について

○監査委員久保田好秋氏の任期が満了する。

新常任委員決まる

議長(後藤氏)副議長(紙本氏)は留任

◎委員長-会長 ○副委員長

議長		副議長		常任委員会		議員		議会運営委員		住宅入居者選考委員		監査委員		大洲喜多衛生組合議員		都市計画審議委員		農業共済運営委員		国保審議委員		統中特別委員							
後藤 熊市	紙本 徳之助	後藤 熊市	紙本 徳之助	◎宝生 典隆	◎二宮 金之助	◎藤岡 義範	◎久保千代広	◎大野 高吉	◎渡辺仁之助	◎紙本 徳之助	◎村本 武則	◎宝生 典隆	◎小川儀三郎	◎二宮 正直	◎坂田 信也	◎小川儀三郎	◎二宮 正直	◎村本 武則	◎久保千代広	◎一宮 泰忠	◎藤岡 義範	◎渡辺仁之助	◎久保千代広	◎二宮 金之助	◎久保千代広	◎坂田 信也	◎大野 高吉	◎村本 武則	◎菊地三佐子

長浜町議会構成表

10月町政日誌

- 21日 峯今坊農道落成式
- 25日 定例町議会
- 31日 長浜中学校舎新築工事竣工落成式

一般質問

【質問】 坂田議員
 ①先般の櫛生での火災の例から、サイレンを鳴らすべき人が不在のため通報が遅れた結果から、このため通報が遅れた結果から、このような緊急な場合、有線電話の交換手によつてサイレンを鳴らせるようにできないものか、または、隣保館の要員が少なくないという点において、女子でも良いから補助員を置いて欲しいという要望もあるが、この点について、どのように考えられるか。

◎同じく同火災において、大変にやじうま、が多く消火作業の妨げとなり困つた現状であったが、このような「やじうま」に有線あるいはパンプレットなどによつて注意をうながせるような方法はないか。

◎同じく同火災で消火作業の際、頭上からの落物で消火作業が困難であったが、これらの対策としてヘルメット、その他防火物などの購入について考えているか。

【質問】 小川議員
 被害者への保障と見舞について
 今度の災害による被害を広くに生かし、ふたたび思わぬ被害をおこさぬようにして欲しい。

今度の集中豪雨で被害を受けた原因として、町が不審の注意を払って対策を打つておれば被害をまぬがれる点の個所があつたが、そのような立場に該当する被害者への見舞、あるいは保障について理事者はどういう手を打たれているか、また、現在その保障は解決しているかどうか。

【質問】 町長
 ご指摘のとおりであり、河川の管理とか架橋のときの水はけなどについても十分考えて行きたい。

また、ご指摘された、大きな被災をまたす原因となつた沖浦や黒田地区などについては農地の保全を行なうようにしてゆき、水を治めてゆく対策を考えてゆくべきだと思つて、これに合わせ、砂防、治山、治水については、今回の災害によつて大町、梶谷、仁久、小浦などの各地区は一般治山事業として数億円をかけてこの事業をやつてゆくべく、今年度から着手をする運びとなつて、同時に、長浜駅の周辺のような、上地が非常に荒れていて、流れる川の距離が短くて、すぐ下に街地がある地域については特別な配慮をしてゆかなければならないと考えており、既にこの点については、県にも相談を掛けており、今後問題をどのようにするか検討されている。

また、築地の埋め立て地については町の管理であるので、これらの改良を考えてゆくよう現在検討を加えているが、予期せぬ大災害のため、町民のみならず大災害に苦勞と迷惑をかけたことを深く心配し、お見舞を申し上げると同時に、今後これらの復旧などについては、町だけの力だけの力でなく、各方面からの力と知恵をかりて、二度とこのような大災害が起きないように努力しているのをご指導と助言を賜りたい。

なお、沖浦、水場の問題については、長浜町としては、床上浸水以上については見舞を行つては、一般的な見舞までになると收拾がつかなくなるため、町としては行つていない。

【質問】 二宮議員
 12月の日曜当直医
 1日 米川医院 22日 門田医院
 8日 岡田医院 29日 辻 医院
 15日 菊地医院

上水道の突発的な事故に備えて突発的な災害などによる水道の事故に備えて、あらかじめ水道管その他の応急対策のできる準備を整えておきたいと考えるが、この考えについて伺いたい。

【質問】 町長
 ご指摘のとおりであり、特に当町には延々8kmにおよぶ水道をもつて、通常においても多少の応急処置のできる資材はもつて、先般のような大災害による事故に対してもできるだけ早く処理のできるよう、予備的資材を準備してその態勢をととのえたい。

【質問】 二宮議員
 TVが見えるように...
 大戸山にTVアンテナが建てられたが、出海、櫛生、豊茂地区に非常に関の悪いといわれる地区があるため、これらの地区のTV映像対策を立てていただくよう、町当局から関係機関に働きかけをお願いしたい。

【質問】 町長
 地区からの要望も届いており、既にNHKにも要望はしているが、今後近い内にNHKへ行って、この実現に努力をはつてゆきたい。

【質問】 二宮議員
 長浜大橋の路面舗装について
 長浜大橋の路面の補修をさせるよう、県への働きかけをおねがいしたい。

【質問】 町長
 おつしやる通りであり、これは既に土木事務所と相談しており、現在塗装を行つてはいるが、できれば早急に県費を回して土木事務所と道路課の方へ出向いてこの始末をつけるようにする。

【質問】 二宮議員
 ゴミ捨て場の対策
 白木のゴミ捨て場の対策を考えてほしい。

【質問】 町長
 この問題については、ホットホト困つており、先般から大洲市長と話し合ひもしているが、今後は衛生組合のような施設のごとく、完全な焼却施設をつくるような意見交換をすすめていく段階であり、抜本的に始末をつけるべく前向きに努力をする。

【質問】 総務課長
 陳情文書受理検討
 一、稲荷町町道舗装の陳情(陳情代表者 頼永博文)

一、長期療養者への夏季見舞金の予算化と増額の陳情(陳情代表者 国立愛媛療養所療友会長 野中拓志)

以上二陳情文書は理事者が受理して内容意志を検討し決定する。

【質問】 小川議員
 有線放送による議会報告の権限について
 有線放送による議会報告の権限は議会にあると考えられる。これまでの放送の内容を聞いてみると、私の質問はかなり大幅にカットされており、理事者の答弁は、ずいぶん答弁されている。才三者が言われるのに当方の質問の内容が解らないので、町長の答弁を聞いても意味が中々解りにくいというところを聞く。また聞くところによると、これは町長自ら筆を加えてやつており、このため自分の都合のよいことはなんぼでも言うが、都合の悪い私の放送はカットするというようなことになり、これは当然だと思つて、またこれは放送するにゆかないし、重複があるから、ある程度の構成というものは必要と思つて、一応これは議会がするものだから、ふぶに考えていただきたいと思つて、理事者の考えはどうか。

また、議会が開かれる場合は、開催のお知らせを行うべきだ。

【質問】 町長
 町が有線放送を行つてはいるのはあくまでも町の広報活動の一環として行つてはいるので、できるだけ早く多くの方々に知つていただくことが町の使命だと思つてはいる。

ご指摘のように、これは議会の報告であるから、議会が構成して報告がやるべきだという考えもいろいろありますが、しかし、実際問題として、現在の町役場の機構と、若干つかしいので、私としては広報活動として、議会報告をつつづけるのが一番適切だと思つて、なお、「広報ながはま」とか、有線放送の広報とかいうものは公の施設ですので、町長が録音を構成してはいるので、また現在までやつたこともない。ましてや小川議員の名調子のご質問なり演説なりをカットするなどという考えは、いささか不愉快である。ただ一つの時間の制約があるため、これはやはり担当をしている課の構成で行なうのが一番良いのではなからうかと考えている。

なお、もちろんいろいろ落度がある点については今後十分注意を払つてやらずに努力をしたいと思つてはいる。

【質問】 二宮議員
 有線放送による議会報告の権限について
 有線放送による議会報告の権限は議会にあると考えられる。これまでの放送の内容を聞いてみると、私の質問はかなり大幅にカットされており、理事者の答弁は、ずいぶん答弁されている。才三者が言われるのに当方の質問の内容が解らないので、町長の答弁を聞いても意味が中々解りにくいというところを聞く。また聞くところによると、これは町長自ら筆を加えてやつており、このため自分の都合のよいことはなんぼでも言うが、都合の悪い私の放送はカットするというようなことになり、これは当然だと思つて、またこれは放送するにゆかないし、重複があるから、ある程度の構成というものは必要と思つて、一応これは議会がするものだから、ふぶに考えていただきたいと思つて、理事者の考えはどうか。

また、議会が開かれる場合は、開催のお知らせを行うべきだ。

【質問】 町長
 町が有線放送を行つてはいるのはあくまでも町の広報活動の一環として行つてはいるので、できるだけ早く多くの方々に知つていただくことが町の使命だと思つてはいる。

ご指摘のように、これは議会の報告であるから、議会が構成して報告がやるべきだという考えもいろいろありますが、しかし、実際問題として、現在の町役場の機構と、若干つかしいので、私としては広報活動として、議会報告をつつづけるのが一番適切だと思つて、なお、「広報ながはま」とか、有線放送の広報とかいうものは公の施設ですので、町長が録音を構成してはいるので、また現在までやつたこともない。ましてや小川議員の名調子のご質問なり演説なりをカットするなどという考えは、いささか不愉快である。ただ一つの時間の制約があるため、これはやはり担当をしている課の構成で行なうのが一番良いのではなからうかと考えている。

なお、もちろんいろいろ落度がある点については今後十分注意を払つてやらずに努力をしたいと思つてはいる。

【質問】 小川議員
 有線放送による議会報告の権限について
 有線放送による議会報告の権限は議会にあると考えられる。これまでの放送の内容を聞いてみると、私の質問はかなり大幅にカットされており、理事者の答弁は、ずいぶん答弁されている。才三者が言われるのに当方の質問の内容が解らないので、町長の答弁を聞いても意味が中々解りにくいというところを聞く。また聞くところによると、これは町長自ら筆を加えてやつており、このため自分の都合のよいことはなんぼでも言うが、都合の悪い私の放送はカットするというようなことになり、これは当然だと思つて、またこれは放送するにゆかないし、重複があるから、ある程度の構成というものは必要と思つて、一応これは議会がするものだから、ふぶに考えていただきたいと思つて、理事者の考えはどうか。

また、議会が開かれる場合は、開催のお知らせを行うべきだ。

【質問】 町長
 町が有線放送を行つてはいるのはあくまでも町の広報活動の一環として行つてはいるので、できるだけ早く多くの方々に知つていただくことが町の使命だと思つてはいる。

ご指摘のように、これは議会の報告であるから、議会が構成して報告がやるべきだという考えもいろいろありますが、しかし、実際問題として、現在の町役場の機構と、若干つかしいので、私としては広報活動として、議会報告をつつづけるのが一番適切だと思つて、なお、「広報ながはま」とか、有線放送の広報とかいうものは公の施設ですので、町長が録音を構成してはいるので、また現在までやつたこともない。ましてや小川議員の名調子のご質問なり演説なりをカットするなどという考えは、いささか不愉快である。ただ一つの時間の制約があるため、これはやはり担当をしている課の構成で行なうのが一番良いのではなからうかと考えている。

なお、もちろんいろいろ落度がある点については今後十分注意を払つてやらずに努力をしたいと思つてはいる。

【質問】 二宮議員
 有線放送による議会報告の権限について
 有線放送による議会報告の権限は議会にあると考えられる。これまでの放送の内容を聞いてみると、私の質問はかなり大幅にカットされており、理事者の答弁は、ずいぶん答弁されている。才三者が言われるのに当方の質問の内容が解らないので、町長の答弁を聞いても意味が中々解りにくいというところを聞く。また聞くところによると、これは町長自ら筆を加えてやつており、このため自分の都合のよいことはなんぼでも言うが、都合の悪い私の放送はカットするというようなことになり、これは当然だと思つて、またこれは放送するにゆかないし、重複があるから、ある程度の構成というものは必要と思つて、一応これは議会がするものだから、ふぶに考えていただきたいと思つて、理事者の考えはどうか。

また、議会が開かれる場合は、開催のお知らせを行うべきだ。

【質問】 町長
 町が有線放送を行つてはいるのはあくまでも町の広報活動の一環として行つてはいるので、できるだけ早く多くの方々に知つていただくことが町の使命だと思つてはいる。

ご指摘のように、これは議会の報告であるから、議会が構成して報告がやるべきだという考えもいろいろありますが、しかし、実際問題として、現在の町役場の機構と、若干つかしいので、私としては広報活動として、議会報告をつつづけるのが一番適切だと思つて、なお、「広報ながはま」とか、有線放送の広報とかいうものは公の施設ですので、町長が録音を構成してはいるので、また現在までやつたこともない。ましてや小川議員の名調子のご質問なり演説なりをカットするなどという考えは、いささか不愉快である。ただ一つの時間の制約があるため、これはやはり担当をしている課の構成で行なうのが一番良いのではなからうかと考えている。

なお、もちろんいろいろ落度がある点については今後十分注意を払つてやらずに努力をしたいと思つてはいる。

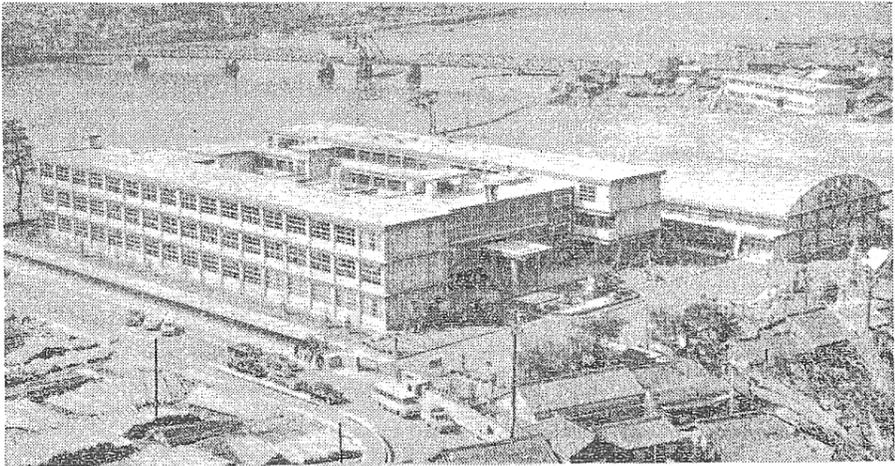
統合中学

教育の殿堂竣工式

マンモス体育館も落成

この校舎にふさわしい生徒として

—生徒代表謝辞—



去る10月31日、統合長浜中学校は、このほど完成したばかりのマンモス体育館を添えて、より一段の映えを見せ、ついに竣工式をあげるに至りました。

着工以来約三年と五ヶ月の間、これに功績されたみなさんに感謝するとともに、教育に対する大きな期待をよせずにはおられません。竣工式は午前九時から秋晴れの一日をつげるべく、特有の眩川のふきすさぶ中、正門にて神事がおこなわれ、ついでマンモス体育館に多数の関係者および父兄が出席されるとともに生徒たちも列席して盛大に催されました。

そして式典にあたって、生徒代表が謝辞を述べ、この校舎にふさわしい生徒となるため頑張ります。

国民年金

65才になったときあなたは年金がもらえますか?

年金の必要性については、いまさらいうまでもありませんが、今のわが国の年金制度では満二十才以上の方は、いずれかの年金に加入しなければなりませんというより、この制度によって私達国民の老後の保障がなされているといえます。

しかし、国民年金の場合、主人が役員、会社、工場、商店、船舶

有線放送電話番号追加訂正表 (11月分)

追加頁氏名	番号	部落名	備考
2尾崎倉庫	725	恵比須町	倉庫
6すずらん美容室	611	本町三	パーマ
6すみれ美容室	250	松の湯	山下国広
30山下恵一	235	西谷	
(訂正)			
13氏名欄	米子守を米子勤に変更		
44村上亀太郎	電話番号を476より453番に変更		
削除			
38	種増見	35小野	保険

火災予防運動はじまる

26日(12月2日)

ことしも11月26日から12月2日までの一週間恒例の「秋の火災予防運動」が全国いっせいに展開されます。

毎年このころから冬にかけて、大陸から乾燥した空気が流れ込み寒さのため火を使う機会が多くなりますので、ちよつとした不注意で大火となるおそれがあります。昨年中、愛媛県では七六〇一件の火災が発生し、五億四五〇〇万円

あなたは火事の恐ろしさを知らない

余りの損害額をだしました。ことしになつてからも学校や工場の大火災が続発し、九月末までに六〇五件の火災により三〇〇人の死者と七億六〇〇〇万円の損害額がでています。

これは毎日二・二件の火事で二六〇万円の財産が灰になつていゝ動定です。

私たちの町内でも、既に先日の楠生での人家二軒が焼失した火災

このようなことから、ことしは火災予防運動を次の三点によつて全国いっせいに進めます。私たちがこの運動の主旨を理解し、みんなて恐ろしい火災を防止しよう。

ことしの秋の火災予防運動の統一標語は、

「あなたは火事の恐ろしさを知らない」

【消防団から】

火災通報は正しく早く行つてくださいます。

加入の方々は印鑑を持つて役場(本庁)又は各連絡所へ申し出ていただくだけ、ただちに手続きができます。

来年一月から保険料が50円アップされます

今度のアップは昭和42年1月に二つクオ二回目のアップで、いづれも50円アップのアップです。

従つて、44年1月から保険料は34才までの人 二五〇円、35才以上の人 三〇〇円となりま

このほか数件の火災が発生してしまつた。これらの火災原因を調べてみると、その殆んどが失火であり、ひとりひとりがつつと火の取り扱ひに注意すれば、火災の大部分が防げるはずだ。また、万一火災が発生した場合でも、ふだんの用意を怠らぬよう心掛けておけば大事に至ることなく消火することもできる。

ありがとうございました!!

年月日	寄付物件	寄付者氏名	目的
S 43.7.15	オンキョーテレビ(中古)一台	長浜町大字長浜 菊地 寛	長浜保育所備品として
" 7.25	扇風機(卓上) 一台	長浜町大字沖浦 新江 頼行	"
" 9.3	鉄柱(1000円相当)	長浜町大字仁久 西田 昌光	楠生小学校国旗掲揚台建設費用として
" 9.13	セメント(3000円相当)	長浜町大字楠生 清水 茂俊	"
" 10.2	一金五、〇〇〇円	長浜町沖浦青年団長 8・26集中豪雨による災害 義援金として	"

編集室

十一月の呼名は「しもつき」(霜)と呼びます。なぜ「しもつき」と呼ばれたのでしょうか。読んで字のとおり、霜のおりる月ですから「しもつき」である、というのが定説となつております。

この「しもつき」ということばは、日本書紀、神武天皇紀にもみられますから、かなり古くから使われてきたことばといえます。また、

十一月のことを「しもつき」と呼ぶほか、神湯月、神楽月、雪待月、つゆこもり月、仲冬など、いろいろあります。いずれも旧暦によるものです。

むかしは四季をわけると、冬は十月、十一月、十二月とし、いまの太陽暦の十二月、一、二月と、約二ヶ月ずれています。

さて、目の前に年末の十二月が近づき、そろそろ気ぜわしくなり、農家の方々は、お米の収穫やら脱穀作業、またみかんの取り入れ出荷の最盛期で一手中でい

ばん忙しい時を迎えることでしょう。ともあれ健康に注意しましょう。今年もB型とA型ウイルスによる流行が心配されています。予防接種は必ず受けましょう。また、これは火災シーズンです。このころ町内でも火災が多く発生しています。わたしたちは十分知っています。火事のおそろしさを知っています。消したはずでは燃えるはず。注意しましょう。

第2回レントゲン結核健康診断

◎満6才以上の方(小、中学生は除く)
◎43年5月、6月頃に実施した才1回レントゲン検診を受けておられない方
◎必ず「レントゲン検診通知書」をご持参ください。

無料	料
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
19日午後6時	17日午後5時
19日午後7時	17日午後6時
19日午後8時	17日午後7時
19日午後9時	17日午後8時
19日午後10時	17日午後9時
19日午後11時	17日午後10時
19日午後12時	17日午後11時
19日午後1時	17日午後12時
19日午後2時	17日午後1時
19日午後3時	17日午後2時
19日午後4時	17日午後3時
19日午後5時	17日午後4時
1	